

韓国の倒産専門法院

安秉旭 (Ahn, Byung Wook) *

1. ソウル回生法院の設立

1997年のアジア通貨危機の直後、倒産専門法院設置に関する議論があったが、倒産事件数の不足を理由に専門法院を設置するよりは専門裁判部を設置した方が適切であるとの意見が示され、倒産専門法院の設置は見送られ、1999. 3. にソウル地方裁判所に倒産専門裁判部である破産部が設置された。個人破産を中心として進行された個人倒産制度は2004年個人債務者回生法の施行によって、定期的な収入がある個人債務者は個人回生制度を利用した債務調整で、破産宣告による社会的、経済的不利益を回避できた。2006年には、会社整理法、和議法、破産法、個人債務者回生法を一元化した「債務者回生及び破産に関する法律」が施行され、倒産法体系が簡素化され、迅速な進行ができるようになった。これは、破産危機に直面した企業や個人債務者たちの迅速な回生への支援ができるきっかけとなった。その後、2008年の金融危機で、韓国の経済は景気低迷、不況による限界企業と家計負債が増加し、経済的に困窮している債務者に対する構造調整の必要性が高まった。その頃の多くの倒産事件の経験によって倒産法制と実務に関する社会的な関心が高くなり、これに応じて蓄積された実務経験と多くの研究成果を基にして持続的な制度改善が行われ、倒産法制が経済活動において重要な制度の一つとして位置づけられるようになった。

そこで、公正で効率的な構造調整手続を担当するために高度の専門性を備えた倒産専門法院の設置を求む社会的要請が大きくなかった。このような時代の要請に応じて倒産専門法院である回生法院の設置を内容とする法院組織法、各級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律などが2016. 12. 27. に改正・公布され、韓国初の倒産専門法院であるソウル回生法院が2017. 3. 1. に開院した。

* Judge, Seoul Bankruptcy Court, Korea

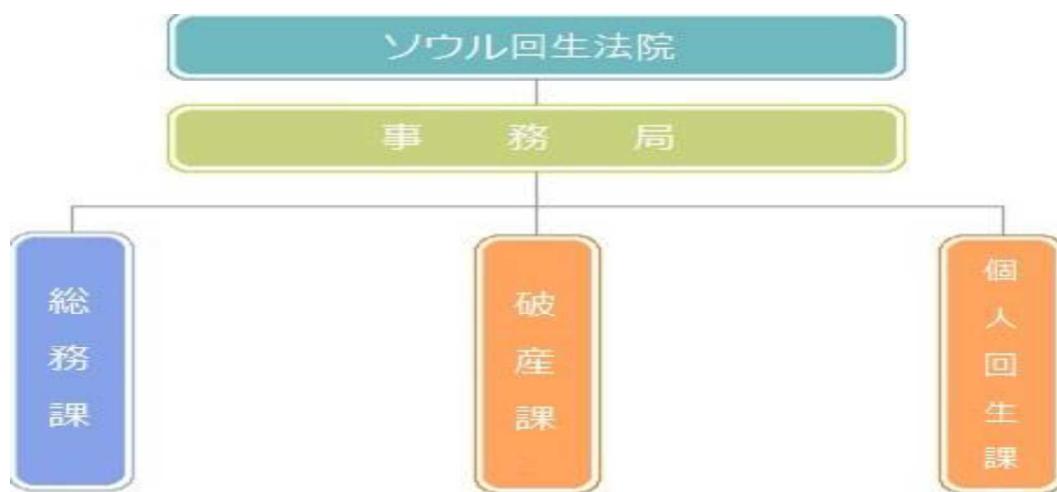
翻訳：崔廷任（早稲田大学院法学研究所博士課程修了）

2. ソウル回生法院の組織 (2022. 8. 31. 基準)

ア. 裁判部組織図 (現在人員は38名であるが、育児休職などで稼働裁判官は35名)



イ. 事務局組織図 (職員196名)



3. ソウル回生法院の管轄

ア. 基本管轄

債務者の住所地、居所地、主な事務所や営業所などがソウルである場合

イ. 特別管轄

- 1) 法人回生、法人破産 : ①債務者の主な事務所または営業所の所在地がソウル高等裁判所管内(ソウル、仁川、京畿道のうち水原高等裁判所管内を除く一部、江原道)にある場合、②債権者の数が300人以上であり、大統領令で定める金額（500億ウォン）以上の債務を負担する場合
- 2) 個人回生、個人破産、回生単独 : ①債務者の主たる事務所又は営業所がソウル高裁の管轄内にある場合(個人回生は除く)、②法人の代表者:法人に対する回生又は破産事件がソウル回生法院に係属している場合、③保証人、債務者及びその者と同一の債務を負担する者、夫婦のいずれかに該当する者に対する回生事件、破産事件、又は個人回生事件がソウル回生法院に係属している場合
- 3) 國際倒産 : ソウル回生法院が専属管轄を持っている。

ウ. 水原高等裁判所の新設によるソウル回生法院の事件減少とソウル回生法院の管轄拡大に関する議論

従来、ソウル回生法院は現在の水原高等裁判所の管轄地域を含め、ソウル高等裁判所の管轄地域の事件に関して競合管轄を持っていた。しかし、2019. 3. 1. 水原高等裁判所の新設によって、華城、安山、平沢など大規模公団所在地、板橋などスタートアップ企業所在地など各種産業が活発に行われる地域における競合管轄が排除され、事件数が大幅に減少している。現在、国会、法務部などでソウル回生法院の管轄拡大のための法律改正案が議論中である。

4. ソウル回生法院の主要制度と業務改善

ア. 業務基準の確立と透明な公開

1) 実務準則制定と公開

ソウル回生法院は実務準則を制定して倒産事件の手続を公正で迅速・効率的に進行するための合理的な実務基準と信頼できる業務処理を行うために必要な事項を定めて、これをソウル回生法院のホームページにて公開している。開院以前にあった各種の業務準則を統合して再整備して、2017. 9. 1. から施行した以来、制定及び改正が必要な場合は迅速に制・改正作業を進行して6篇72個の実務準則が定められた（第1篇総則、第2編回生、第3編破産、第4編個人回生、第5編国際倒産、第6編一般事項）。最近に制・改正された主な内容は①2021. 6. 18. に制定された「債権調査確定裁判の処理」に関する実務準則（第203号）にお

いて債権調査確定裁判が迅速に進行できるように裁判の決定时限を定め、②2021. 7. 26. に制定された「弁済計画の弁済期间」に関する実務準則（第424号）において老人、障害者、青年など社会的困窮者に対して3年未満の弁済期间を認めており、③2021. 12. 21. 「回生手続におけるM&A」に関する実務準則（第241号）を改正し、④2022. 7. 1. に制定した「株式又は仮想通貨の投資損失金」に関する実務準則（第408号）においては、株式又は仮想通貨の投資損失金に関しては原則的に清算価値に算入しないことを定めた。このような実務準則の実行と公開で倒産事件処理に関する予測可能性と業務処理の透明性が向上したと評価できる。

2) 手続関係人の職務便覧の整備及び公開

倒産事件は裁判官だけではなく、管理委員、管理人、破産管財人、回生委員など、多くの手続関係人たちが重要な役割を担っており、各々の手続関係人の業務遂行の基準を明確に定める必要があった。そこでソウル回生法院は管理委員の職務便覧、回生委員の職務便覧を発刊してホームページにて掲示している。

イ. 管理委員会制度

管理委員会は専門知識を備えた管理委員たちで構成され、裁判所の専門性を補い、裁判所の許可業務等の一部の委任を受けて処理することで回生手続の迅速で適正な進行を図る（1998. 2. 24. 旧会社整理法の改正によって導入）。管理委員会は手続関係人（管理人、調査委員、破産管財人、回生委員等）の選任及び解任に関する意見の提示、手続関係人の業務遂行の適正性及び成果に関する評価、回生計画案に対する検討、債権者協議会の構成及び債権者に対する情報提供の業務を遂行する。

ソウル回生法院の管理委員会は委員長1人及び副委員長1人を含めて3人以上15人以内の管理委員で構成される。現在は常任管理員9人と非常任管理委員2人が活動している。

ウ. ニュー・スタート相談センター運営及び利用者中心相談の実施

ソウル回生法院は経済的に困難な状況に陥った債務者に倒産関連の専門相談を支援するために開院と同時にニュー・スタート相談センターを設置して運営している。相談センターは個人回生、破産制度の悪用やブローカーの介入を防ぎ、個人回生、破産制度の活性化を図っている。また、ソウル回生法院のホームページにて相談委員の所属（個人破産管財人、訴訟救助指定弁護士、ソウル金融福祉センター、信用回復委員会、司法書士、専任回生委員、中小企業ベンチャー振興公団）と氏名、相談可能時間帯を告知して本人が必要とする専門分野の相談委員を選択して相談を受けることができる利用者中心の相談を実施している。

エ. 法人回生

1) 韓国型プレパッケージ（P-Plan）制度（事前計画案回生手続）

回生計画案の提出方式は通常、裁判所が回生手続開始決定をすると同時に定める回生計画案提出期間に提出するものである。債務者回生及び破産に関する法律は、上記の提出方式の例外を認めて、債務者の負債の1/2以上の債権者の同意を得た債務者が回生手続開始前までに回生計画案を作成して提出できるようにした。この制度はワークアウトと回生手続のメリットを有機的に結合するための試みで、回生手続の成功可能性と効率性が上がり、企業の成功的な再起を支援している。

事例-ソウル回生法院2018回合100038レイクヒルズ順天、2018回合100103バードウッド、2018回合100053大地開発、2020回合100049ポスリンク、2020回合100038イーエムトゥブルュー（この事件は2020. 3. 19. 開始申立て、3. 27. 開始決定、4. 24. 回生計画認可、5. 11. 回生手続が終結したこと、回生手続開始の申立てから54日で手続が終結した。）

2) 効率的なM&Aのためのストーキング・ホース売却方式の導入

効率的なM&Aのために、市場価格を反映できるストーキング・ホース(Stalking Horse Bid)売却方式を導入して施行している。ストーキング・ホース売却方式は回生・破産に至った企業が資産価値を極大化するために買取人と条件付引受契約を締結した後、その売買価格に解約補償金(Break-up fee)等を含む金額を最低入札価格とする公開入札を経て、その結果、上記の金額より高い価格を提示した入札参加者がいなければ条件付引受契約に従う売却方法である。これは契約成功の可能性が高い随意契約のメリットと売却過程の公正性を高める公開競争入札のメリットを合わせた方式で、回生手続進行中である債務者会社に対する劣悪な交渉力を強化し、市場価格を反映できる制度である。このような売却方式を通じて多くの事件の売却手続を成功的に進行した。

事例-ソウル回生法院2017回合100051ハンイル建設、2017回合100149サムファン企業、2018回合100038レイクヒルズ順天、2018回合100033プリンム産業、2020回合100189双龍自動車、2021回合100020イースター航空

3) ファスト・トラック（Fast-Track）企業回生手続

企業が回生手続開始の申立てをすれば、烙印効果によって信用が墜落し、それと同時に重要な役職員の離脱、必須取引先との取引関係の断絶、運営資金調達の困難などで回生に支障が生じる。結局、裁判所は継続企業価値の保存と増大のため、回生計画認可前には回生手続きを迅速に進め、回生手続認可後には早期終結を推進することにより、回生企業の迅速な市場復帰を図らなければならない。これを受け、2011. 3. から回生計画認可前の迅速な手

続の進行、構造調整担当役員(CRO)の委嘱及び早期終結などを枠組みとするファスト・トラックプログラムを導入し、回生手続開始の申立ての段階から回生計画案の認可および終結に至るまで、最も迅速に手続きを進め市場に復帰できるように努めている。

4) 自律構造調整支援プログラム (ARS, Autonomous Restructuring Support Program)

債務者と債権者などの利害関係人が自律的構造調整協議の進行を望む場合、回生手続開始決定を保留し、債務者が主要債権者と自律的構造調整協議を行い、構造調整協議がなされれば回生手続開始申立ての取り下げを認める。ARS期間中、裁判所は主要債権者及び債務者などの利害関係人で構成される回生手続協議会を運営しながら自律構造調整協議状況を確認し、その協議進行に必要な債務者回生法上の支援措置を行う。ARSプログラム適用事件の場合、仮に自律構造調整案の協議がなされず回生手続が開始されても、ARS期間中に債務者と債権者の間で協議を進める過程で債務者会社の財務状態や継続企業価値、債務者会社が用意した自救案などに対する理解が高まるというメリットがある。

事例-ソウル回生法院2018回合100166ダイナマック事件に対して初の開始保留決定をした以来、ドンイン科学(2018回合100210)、イルソン開発(2018回合100253)、医療法人第一医療財団(2019回合100015)、ネックスディスプレイ(2002回合100097)、双龍自動車(2020回合100189)、アイテイーエックスエーアイ(2021回合1000443)事件等に適用された。

5) 認可後清算法人 (PCLV, Post-confirmation Liquidation Vehicle)

債務者会社が認可後に、早期終結によって回生手続から抜け出し本来の事業部分に邁進できるように、否認訴訟、清算作業など回生手続において残っている手続的部分だけを専担する別途の法人(PCLV)を設立して、これを担当させることで回生会社の正常企業への早期復帰を支援している。

STX建設事件(2013回合85)の終結時において、否認権訴訟と調査確定裁判のみを担当する分割新設会社(PCLV)を新設する内容の変更回生計画案を認可した。その後にも新村駅舎(2018回合100131)、キリン産業(2019回合100062)、ワンアンドワンショッピング(2020回合100033)事件など、数多くの事件で分割新設会社を新設する内容の変更回生計画案を認可した。

オ. 個人回生

1) 専任回生委員制度

回生委員は債務者の財産及び所得を調査し、債務者が適正な弁済計画を立てられるように必要な勧告をし、弁済計画の遂行を監督するなど、個人回生手続が適正かつ円滑に進められ

るよう裁判所を補佐する業務を遂行する。

回生委員は裁判所事務官で構成された内部回生委員と弁護士又は司法書士で構成された外部回生委員がいる。従来では、外部回生委員の場合、弁護士などが他の業務を遂行しながら回生委員業務を兼任していたが、2018. 2. 20. からは回生委員業務だけを専担する専任回生委員制度が施行されている。

2) 住宅担保貸付債権の債務再調整プログラム

住宅担保貸付を受けた債務者が個人回生手続開始の申立てをする場合、所有している住宅の殆どは強制執行によって所有権を喪失することになる。これは個人回生制度の利用に対する障害となり、ソウル回生法院は2019. 1. 17. 信用回復委員会と「住宅担保貸付債権債務再調整プログラム」実施のための業務協約を締結し、時価6億ウォン以下の住宅と夫婦合算年所得が7,000万ウォンを超えない場合には住宅担保貸付に関する債務再調整の協議ができるようにした。その後、住宅担保貸付の債務調整を活性化するために金融委員会及び信用回復委員会と協議して、2000. 1. 17. 対象要件を緩和させ「第1金融圏」を「信用回復委員会と協約を締結した金融機関」に拡大し、多数の担保債権者がある場合にも上記のプログラムの利用が可能となった。

3) 特別免責の拡大

債務者が個人回生手続において弁済計画に従って弁済を誠実に遂行したとしても、事情変更によりこれ以上弁済の遂行が困難となった場合に、そのような状況を個人回生手続内で解決できる特別免責制度がある。従来では特別免責の要件を非常に厳格に解釈する実務で、上記の制度の活用が少なかったが、コロナ禍による所得減少によって特別免責制度を活性化する必要が生じた。大法院傘下の回生・破産委員会も2020. 6. 25. 特別免責制度の活性化を勧告した。ソウル回生法院は、2020. 7. 22. 実務準則第451号(免責許否の決定)及び第441号(弁済計画不修行事件の処理)を改正する際に、特別免責の要件について「非自発的失業による長期間の喪失、生計費を超過する収入が継続的に得られると判断しにくい場合など」の例示を挙げた。実務準則の改正で、従来よりも特別免責を広く認めるための土台が用意され、その後、特別免責の活用が増加している。

カ. 個人破産

1) 申立書類の簡素化

ソウル回生法院の場合、2019年までは、個人破産手続において債務者が裁判所及び破産管財人に提出しなければならない書類は29種(申立時に提出しなければならない書類を除き、破産宣告後に破産管財人に提出しなければならない書類)であり、債務者に大きな負担とな

った。このような資料提出の負担を減らすため、2019. 12. 24. 「個人破産及び免責申請事件の処理に関する例規」を改正した。改正された例規によれば、債務者が個人破産手続開始の申立時に提出しなければならない申立書等の書類の標準様式を定め、選別された14種の資料を申立時に提出するようにしている。このような例規改正により、債務者は親・配偶者・子供に関する資料提出の負担から解放されるようになった。さらに、上記の例規は2022. 4. 18. に改正され、その内容は個人破産及び免責申請の便宜を図るために資料提出一覧を整備し、書類提出を簡素化するとともに、全国における提出書類の統一性を向上させるための装置を設けたものである。

2) 相続財産破産制度

従来の相続債務の清算のための一般的な制度として、民法上の限定承認だけが主に利用されたが、限定承認は破産管財人、債権者集会、否認制度などが存在せず、相続財産を相続債権者に公平に配当するための債権調査手続が存在しない。相続財産破産制度は相続財産に対して破産能力を認めて債務超過状態の相続財産を厳格な手続きで公平に清算できるようにし、それによって相続人の清算負担を軽減させるための制度である。

ソウル回生法院とソウル家庭裁判所は相続財産破産制度の活性化のために相続人の清算負担軽減、相続債権者の債権回収手続きの簡素化、相続債権者に対する公平な配当などを図る必要性が大きいという点に共感し、これを受けて、ソウル家庭裁判所は2017. 7. 12. から限定承認申告に対する審判をする場合、相続人たちに相続財産破産制度に対する案内文を発送し、ソウル回生法院は裁判所ホームページ及びニュー・スタート相談センターにおいて相続財産破産申請に関する案内をしている。以来ソウル回生法院における相続財産破産申請受付件数は大きく増加した。

キ. 国際倒産

1) 国際倒産に関する手続整備

実務準則の第5編において、国際倒産管理人の選任、解任、監督基準（第502号）、国際倒産管理人の報告書作成（第503号）、国際倒産事件における裁判所間の共助（第504号）に関する内容を定めている。上記のような業務処理基準が設けられたことにより、手続きの予測可能性が高まり、手続きが効率的に進められるようになった。

2) 国際倒産関連情報のホームページでの公開

韓国の倒産手続を広く知らせ、手続きを透明に公開することで、外国人が韓国の倒産手続をよりよく理解できるように国際倒産関連情報をソウル回生法院のホームページ上に「Cross-Border Insolvency」欄を新設して国際倒産関連情報を公開しており、国際倒産専用Eメ

ールアカウント(ksbscourt@scourt.go.kr)を開設して問い合わせ事項について担当裁判官が案内及び回答をしている。

3) 外国の裁判所及び倒産専門家との交流、協力

外国の裁判所との協力を強化するため、ソウル回生法院は、①2018. 4. 23. 米国ニューヨーク南部連邦破産裁判所(United States Bankruptcy Court for the Southern District of New York)との間で、並行手続の処理の協力、相手方裁判所の倒産手続の承認及び支援事件の迅速な処理のための交信及び協力などを内容とするMOUを締結し、②2018. 5. 16. 倒産司法ネットワーク(Judicial Insolvency Network : JIN)の設立を主導したシンガポール最高裁判所(Supreme Court of Singapore)との間で、相互緊密な交流・協力のためのMOUを締結した。その他、ソウル回生法院はINSOL International、UNCITRAL、World Bankなどが主催する倒産関連国際会議に参加しながらグローバル協力関係を緊密に維持するためには様々な努力をしている。

4) JINガイドラインの採択

ソウル回生法院は、2018. 6. 国際倒産事件の効率的な処理のために倒産司法ネットワークが制定したJINガイドライン（国際倒産共助関連規範、Guidelines for Communication and Cooperation between Courts in Cross-Border Insolvency Matters）を採択し、この採択に伴い、実務準則第504号「国際倒産事件における裁判所間共助」を改正した。JINガイドラインは、国際倒産承認、支援事件(In-bound)だけでなく、韓国において国内倒産手続が進行する事件に関する外国裁判所の共助（Out-bound）にも適用できる。

5. ソウル回生法院の課題

ソウル回生法院は開院以来、限界債務者の経済的救済と新しい出発を支援するために制度改善に努力してきた。このような努力に対して、モラルハザードと誠実に債務を返済する債務者との公平性などを理由に批判する見解も少なくない。しかし、家計負債の増加、金利の引き上げ、コロナ禍に関連した金融支援(満期延長、低金利)の中止などで、限界債務者が増加すると予想される状況で、限界債務者の救済及び再起を支援するための制度補完及び改善努力は持続しなければならない。また、企業も原材料価格の上昇、円滑でない供給網などの要因で構造調整は避けられない。ソウル回生法院は構造調整の一軸としてその役割が拡大されると予想されるが、自主的な力量強化と共に、DIP金融を提供する韓国資産管理公社、中小企業回生コンサルティングを担当する中小企業振興公団、その他の信用回復委員会、ソウル金融福祉相談センターなどとの協業が強化されなければならない。また、ソウル回生法院

は倒産手続について積極的に広報し、利用し易い環境を作ることで裁判所への接近性を強化する必要がある。

なお、倒産専門裁判所の専門性強化のために、倒産専門裁判官制度が導入されることが望ましく、その導入が難しいならば倒産裁判官が長期間勤めることで倒産業務経験を体系化、深化させ、それによって倒産裁判官の専門性を向上しなければならない。破産管財人、管理委員、回生委員、調査委員など手続関係人も専門化され、その補助が拡大されなければならない。それにより、ソウル回生法院は、個人と企業に関する多様な種類の倒産事件に対して一層レベルの高い専門的な司法サービスを迅速に提供することができ、倒産制度に関する専門的な政策の樹立と制度改善において主導的な役割を果たすことができると考えられる。

以上